ガラス製容器(1)	1L（正味容量）	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2	15kg（総質量）
金属製容器(1)	5L	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2	75kg（総質量）
1A1(2)、1B1(2)、1N1(2)、1H1(2)、6HA1(2)又は6HH1(2)			250L

IMDGコード4.1.4.1の「P200」に規定されている高圧容器又は規則第8条第3項第3号に規定する高圧容器であつて、次の要件に適合するもの（火薬類、熱的不安定物質、有機過酸化物、自己反応性物質、化学反応により圧力が発生する物質及び放射性物質を除く危険物を収納する場合に限る。）ただし、圧力逃し装置は必要としない。

1　IMDGコード4.1.3.6の要件。
2　試験圧力が1MPa（ゲージ圧による。）であること。
3　規則第113条第3項の表示は、当該表示が付された日から起算して10年を経過していないこと。
4　半数致死濃度が200ml/m³以下の吸入毒性を有する液体を収納する場合にあっては次の要件に適合すること。
(1)　弁は、テーパーねじ込み接続とし、高圧容器の試験圧力に耐えるものであること。
(2)　弁が腐食性材質の場合にあつては、弁と内容物との反応により容器に損傷が生じないような構造とすること。
(3)　弁の排気口は、ねじ込みキャップ又はねじ込み硬質栓により密封し、ガスケット材質を挿入すること。
(4)　高圧容器、弁、口栓、排気口キャップ、ルーティング及びガスケットに関する構造の材質は、部品相互間又は収納する危険物と反応しないものであること。
5　板圧が2.0mm未満の高圧容器又は弁保護を備えていない高圧容器は、外装容器に収納して運送すること。高圧容器は、は相互接続してはならない。

注　1　内装容器にガラス製容器を使用する場合には、当該ガラス製容器を十分な量の不活性の吸収材及び緩衝材で包み、金属製容器に入れ、かつ、当該金属製容器を1個ずつ外装容器に入れなければならない。
2　内装容器に金属製容器を使用する場合には、当該金属製容器を十分な量の不活性の吸収材及び緩衝材で包まなければならない。
3　容器は、気密に密封しなければならない。
4　肩文字(1)を付した内装容器には、内容積の90%を超えて充填しないこと。また、閉鎖装置は、運送中の衝撃又は振動による不具合又は緩みを防止できるものとする。
5　肩文字(2)を付した容器は、次の要件に適合しなければならない。
(1)　水圧試験は、0.3MPa（ゲージ圧力）以上の圧力で行うこと。
(2)　設計及び製造時の気密試験は、0.03MPaの試験圧力で行うこと。
(3)　密閉は、次の要件に適合するスクリュータイプのキャップであること。
イ　運送中の衝撃又は振動による不具合又は緩みを防止できるものであること。
ロ　キャップシール付きのものであること。

P620

内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
y			

P621

内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
y			

P650

内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
y			

P800

内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
ガラス製容器、金属製容器又は硬質プラスチック製容器	15kg	1A1、1A2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A又は4N	400kg
		4C1、4C2又は4D	250kg
		4F、4G又は4H2	125kg
		4H1	60kg
鋼製フラスコ又は瓶（ネジ式閉鎖具付きのものに限る。）			3L

IMDGコード4.1.4.1の「P200」に規定されている高圧容器又は規則第8条第3項第3号に規定する高圧容器であつて、IMDGコード4.1.3.6の要件に適合するもの（火薬類、熱的不安定物質、有機過酸化物、自己反応性物質、化学反応により圧力が発生する物質及び放射性物質を除く危険物を収納する場合に限る。）

注　1　組合せ容器を使用する場合には、次の要件に適合しなければならない。
(1)　内装容器は、破壊を防ぐための十分な緩衝材を用いて収納されていること。
(2)　内装容器又は外装容器のいずれかが、内張り付きのものであり、又は、内容物に対して不浸透性の強力な漏れ防止及び破損防止材質製の袋を有し、その位置又は向きにかかわらず、輸送物からの内容物の漏えいを防止するために完全に包装しているものであること。
2　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
PP41　国連番号が2803の危険物に関して、ガリウムを完全な固体状態に維持するため低温で運送することが必要な場合には、当該輸送物をドライアイス又は他の冷媒を入れた強固な耐水性の外装容器内に混合包装することができる。冷媒を使用する場合には、ガリウムの容器に使用される全ての材質は、化学的及び物理的にその冷媒に対して耐性を有し、かつ、使用される冷媒によってもたらされる低温中にある場合も耐衝撃性を有していること。ドライアイスを使用する場合には、外装容器は二酸化炭素ガスの放出を可能にするものであること。

P801

内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量